

「JJ100.01 の改訂案」について

ソフトバンク BB 株式会社

イーアクセス殿から今回の SWG に「JJ100.01 の改訂案」という寄書が提出されているが G992.1 AnnexA OL（ソフトバンク BB・長野県協同電算社仕様）に関してこれまでの事業者間合意や TTC での合意内容を大きく逸脱した記述があるため以下に指摘する。

【イーアクセス殿寄書 2 ページ抜粋】

G992.1 AnnexA OL（ソフトバンク BB・長野県協同電算社仕様）については、本標準策定時に既に本方式を使用しているユーザに限定して、下記の条件を前提として保護判定基準値を緩和し、限界線路長を超える利用に制限を課さない特例とする。**この特例は本標準策定後に導入される設備に対しては原則的に適用しない。**但し、本標準策定後に増設される G992.1 AnnexA OL（ソフトバンク BB・長野県協同電算社仕様）方式の設備について、FDM-ADSL（G.992.1, G.992.2, JT-G992.1, JT-G992.2）方式によりサービスを提供している事業者との間で、**一定の増設制限と下記の条件に合意し、NTT 等を介してその制限が守られているかどうかを第 3 者が確認できる場合に限り、本特例の適用を引き続き行うこととする。**これらの条件が守られない場合には、**増設される設備については限界線路長を 3.25km とする。**なお、本方式は特例であるため、信号電力によるスペクトル適合性の確認対象には含まない。

上記の太字部分については、前回寄書 SMS-1-03 の 5 事業者間合意や SWG での合意に無い全く新たな内容である。

また、前回議事録 5-5)-(4)-c)- 項に「AnnexC DBM および AnnexC FBM に対する事後対策は、個別に事業者間で協議する（改行）事後対策内容については、本 SWG の議論としない」とある通り、これ以上本 SWG においてこの内容を審議せず、この部分の提案は却下すべきものとする。

- 以上 -

連絡先：ソフトバンク BB(株)
入部 良也
TEL:03-5651-2290
FAX:03-5641-3398